

<川越市>

己が主張した多選自粛を廃止してまで4期目市長に

しがみついた川合善明氏

公務よりも「スラップ訴訟」を優先する「異常市長」の裁判は続く

9月30日（木）10時30分、さいたま地裁川越支部で川合善明氏（川越市長）が、清水勉・出口かおり両弁護士と市民女性A氏を名誉毀損で訴えた裁判の第3回口頭弁論が開かれた。まず、本件裁判の訴えがどれだけ常軌を逸したものを知らなければ、原告たる川越市長・川合善明氏の異常性も理解できないと言ってよいだろう。

▼ ▼ ▼ ▼

川合氏は、最初に女性市民A氏を不当懲戒請求で訴えたのだが、その内容とはA氏が本紙社主松本を「使って」、弁護士としての川合善明氏を懲戒請求したことが不法行為だという訴えである。埼玉弁護士会に川合氏の懲戒請求を行った当事者は、本紙社主・松本であるのに川合氏は「A氏が松本にやらせたのだ」という、およそ市長で弁護士でもある人間の訴えとは思えないチンピラの因縁同然の主張を、わざわざ代理人弁護士を従えて堂々と法廷でのたまったのである。

このような支離滅裂な訴えは早々と棄却されても普通のことだが、さいたま地裁川越支部の齋藤憲次裁判長は、原告が「市長」であるがゆえの忖度（そんたく）でもあるのか、本件裁判の口頭弁論を延々と継続している。

仮に同様の訴えが一般市民からであれば、そんなことは起こり得ないだろう。

そんな中、今度は女性市民A氏の代理人である清水・出口両弁護士を、**新たな別事件として訴えた**のである。川合氏はA氏を訴えた最初の裁判において、A氏

の代理人である清水勉・出口かおり両弁護士が、A氏による虚偽の陳述書を作成し裁判所に提出したことが川合氏に対する名誉毀損になるという主張である。

当たり前の話だが、A氏の陳述書が虚偽だというのであれば先に訴えたA氏の裁判で主張をすれば良いだけのことで、その一部分だけを切り分けて別に提訴するなど、普通の人なら裁判の決着を早くつけたいと思うのに、裁判を長引かせ裁判数を増やそうというのだから、非常識で無茶苦茶な話だ。

念のために確認しておくが、この常軌を逸した訴訟を連発する川合善明という人物は、現職の川越市長であり弁護士なのである。

「サトウのごはん」も顔負けの「2分で閉廷」

本紙記者が開廷5分前に傍聴席に着くと、法廷の原告席には既に坂本慎二弁護士・齋藤洋弁護士そして川合市長が座っていた。被告席には、谷合周三弁護士、清水・出口両弁護士が着席する。

谷合弁護士は、女性市民A氏が訴えられた「2件目の裁判」で被告となった清水・出口両弁護士が、本件裁判でのA氏の代理人を受任することが出来ないため、新たにA氏の代理人となった、いわば「川越市の闇初体験」の弁護士でもある。

読者の混乱を避けるために注釈しておく、

女性市民A氏が川合氏に訴えられた最初の事件では、**清水・出口両弁護士は現在もA氏の代理人であり**、川合氏が執拗なまでにA氏を標的にした本件裁判では、**清水・出口両弁護士も被告にされたため**A氏の代理人が谷合弁護士となり、清水・出口両弁護士は本件裁判においては、**本人弁護**（原告や被告本人が代理人をつけずに訴訟に臨むこと）となっている。

この日は、後者の裁判であり、前者の事件とは違う裁判なのだが、前述の通り、本来ひとつの裁判で争うべき「川合弁護士の懲戒請求に際してのA氏の虚偽陳述」を、川合氏は強硬にも別事件として提訴したのだ。

A氏に対するスラップ（嫌がらせ）訴訟であることは明白で、このデタラメな市長にどこまでも寛容な裁判所もまた異常としか言いようがあるまい。

10時30分になり、左右陪席判事を引き連れて入廷した齋藤憲次裁判長は「**それでは開廷致します**」と前置きすると、原告・川合氏からの準備書面提出に対して前回の書面も含めて反論するようにと被告に指示し、**次回期日を11月4日10時30分と決めると「では閉廷します**」と法廷から立ち去った。この間、**わずか2分**で、レトルト白米「**サトウのごはん**」も顔負けの時短裁判である。

本件事件に興味を持ち地方から来た本紙読者の青年は、初めて裁判の傍聴を経験し、想像を超えた光景に啞然としたという。テレビドラマの裁判劇しか見たことがない一般市民には、**いったいこれが何の裁判で、どんな意味があるやり取りだったのか**、彼に限らず理解できなくても当然である。

日本の裁判では、法廷でのやりとりは言葉の応報ではなく書面の出し合いになっており、その書面に何が書いてあるか、相手方はどういう反論があるのかが、**傍聴人には全くわからないようになっているため事件が見えなくても道理**である。

本紙が報道を続ける川越市内の一連の裁判で代理人を受任する清水・出口両弁護士が、**閉廷後に傍聴人や市民に対して裁判の内容を解説してくれるのはそのため**である。裁判で何が進んでいるのかも知らされなければ、一般市民の興味も希薄になるばかりだからだ。

「ちょっと異常」が日常の川越市長？

清水・出口両弁護士と女性市民A氏の代理人・谷合弁護士から事件の説明を聞いた。

出口かおり弁護士

最初の事件となった、川合氏がA氏ひとりを訴えている裁判では、懲戒請求が不法行為かどうかというのが争点で、A氏と我々を訴えている今日の裁判は、陳述書に書いた内容に、裁判の主張立証の活動として認められている正当な範囲を越えた記述があるかということが争点なんです。

最初の事件でA氏の陳述書が裁判所に提出されたときに、川合氏は「A氏の陳述書に事実ではないことが書かれており名誉を毀損するから、裁判所が証拠として扱うべきではない」等と主張すればよいだけなのに、わざわざ別の訴えを提起したのです。

清水勉弁護士 川合氏のこの行為は、提訴権の濫用です。

谷合周三弁護士 ちよつと異常ですね。

思わず口を突いて出たような谷合弁護士の感想が、すべてを物語っていると言えるだろう。すなわち、市民を執拗に標的にする常軌を逸した訴訟を連発する人物が現職の川越市長であるという紛れもない事実が、市外からやってきた弁護士には、まるで「違う国の出来事」のように異常な光景として映るのかもしれない。

川合氏が提出した「証拠」とは？

さて、デタラメと言っても過言ではない本件裁判で、原告・川合善明氏は自分の主張が正しいことを立証するための証拠を裁判所に提出している。

それは「裁判例集」から引っ張り出した、ある2つの事件の裁判例である。

本紙 今回、原告側から提出された証拠の裁判例とは、どのようなものですか？

出口かおり弁護士 2つとも過去の裁判例です。

簡単に言うと、会社の退職金の請求や株主権の確認の訴訟で、争点には関係のない夫婦仲や私生活での行いを書いて裁判所に提出することは、問題であると相手方から指摘されているにも関わらず、裁判で関係のないことを繰り返し書き続け裁判所に提出した書面が、名誉毀損となったという内容です。

本紙 裁判の証拠として提出する書面は、相手の名誉を毀損するようなことは書いてはいけないということですか？

清水勉弁護士 裁判に関係するものでその範囲内で書いている分には、主張の問題なので、「これは事実ですから」と相手に言えます。

出口かおり弁護士 言葉使いも常識的範囲内なら問題はありません。

川合氏が今回証拠として提出した2つの裁判例には、相手側を誹謗中傷する言葉や差別用語が書かれていました。しかしこの裁判例では、関連性がある限り多少の名誉毀損は問題ないとしているんですよ。

今回、川合氏がこの裁判例を出してきたのは「いくら裁判で提出した書面であったとしても、争点に必要なことを書き連ねて、しかも名誉を毀損することは許されない」と言いたいがためです。弁護士が提出した陳述書や準備書面でも名誉毀損が認められたケースはありますよと言いたいのですが、私たちの事件とは違うものです。



要するに、川合氏が証拠として提出した裁判例は、本件事件とは事情が違ふということだ。弁護士でもある川合氏は、判例を読み解くリテラシーが欠けているのか、または本件事件とは違うスジの裁判例であることを理解しながら、苦肉の策で形式的な証拠として持ち出してきたのか、異常が（常に）等しい川合市長の行動律をわれわれ庶民が理解する術はないのかもしれない。

優秀な頭脳を誇る裁判官ならば理解できるのだろうが。

「執念の私怨晴らしか」「思いつきか」「暇つぶしか」

現職市長にして「トンデモ訴訟」を連発する川合善明氏

本件事件の原告・川合氏は、女性市民A氏に関わる2件の裁判に加えて、住民訴訟を提訴した市民原告団から4名だけを狙い撃ちで訴えた裁判、そして7日に判決言い渡しとなる小林薫市議を訴えた裁判と、市民と市議を標的に4件の訴訟を同時期に連発している。しかも、これら裁判の提訴の趣旨は要するに「おれ様に逆らうやつは許さない」というものである。

たった2分で終わる裁判にまで熱心に足を運ぶ川合市長の、異様なまでの執念を理解できる人間はそういないだろう。一連の裁判が、川合市長の私怨晴らしなのか…ただの思いつきなのか…はたまた市長として果たすべき公務も見つからないゆえの暇つぶしに過ぎないのか…いずれにしても裁判4件分の法務費用まで投じる異様

な執念は、市民のためにではなく権力を満悦するための自我にのみ燃やされているかのようだ。一方、本件事件で清水・出口両弁護士まで、わざわざ個別の事件として訴えた川合氏には、稚拙な戦略の意図があったのかもしれない。

女性市民A氏は、清水・出口両弁護士を代理人に川合市長から受けたセクハラ被害を陳述書として裁判所に提出した。しかし川合市長は、陳述書に書かれた内容は名誉毀損だと言っている。A氏にしてみれば、「被害を受けたことを告白したのに、なぜ、また別件で訴えられなければいけないのか」と考え、反対に代理人である清水・出口両弁護士も「A氏は我々に嘘を話したのではないか」と考えさせ、互いを疑心暗鬼にさせて足並みを乱そうという狙いが川合市長にあったとしたら？

普通に考えれば、あまりにも馬鹿げた幼稚な計略も、自分では巧みな権謀術数だと自信満々に、権力に利して実行してしまうのが川合善明市長である。

だが、この点についてはA氏と清水・出口両弁護士の信頼関係に「なんらの支障もない」と三者ともが、本紙の取材に笑って答えた。わざわざ別立ての事件にした川合市長には、着手金の無駄遣いとなったように思えるが、今後の3年間を政治家として乗り切れば、およそ1億円になろうと言われる市長退職金を手にするはずの川合氏にしてみれば、これらスラップ訴訟の経費など微々たるものなのだろう。

ただし、川合市長が失脚しなければの話だが。

今日の時点で原告・川合氏が提出した書面により、ようやく主張が見えるようになったとのことで、これから本格的な反論が開始できると、取材の最後に清水弁護士らは語ってくれた。

次回期日は、11月4日10時30分。さいたま地裁川越支部で開かれる。